

給 与 規 程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人やまがた健康推進機構(以下「健康推進機構」という。)就業規則第29条の規程に基づき職員に対して支給する給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(給 与)

第2条 給与は給料及び諸手当をいう。

2 給料は、正規の勤務時間の勤務に対する報酬である。

3 諸手当は、給料に加給される補足的なものである。

(給料の支払方法)

第3条 給料は月給とする。

2 給料の計算期間は、月の初日から末日までの期間とし、21日に支給する。ただし、その日が日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日(以下「休日等」という。)にあたる時は前日に繰上げる。

3 採用月、退職月、休職、停職及び無給休暇等は、出勤日数に応じて日割し支給する。日割額は、その計算期間の所定労働日数を基準に日割計算して支払うものとする。ただし、過払いとなった場合は、すみやかに過払いとなった分を返納するものとし、死亡したときは、その月分の全額を支給する。

4 昇給、降給等により給料の額に変更が生じたときは、その日から新たな給料を支給する。

(給 料 表)

第4条 給料表は、山形県職員等の給与に関する条例(昭和32年県条例第30号以下「県給与条例」という。)並びに単純な労務に雇用される職員に関する規則(昭和33年県規則第22号以下「技能条例」という。)の一部を準用し、種類及び適用範囲は次のとおりとする。ただし、変更ある場合は同じく変更する。

2 一般職給料表(県給与条例行政職給料表を準用)別表は他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

3 医療職給料表(県給与条例医療職給料表(1)、(2)、(3)を準用)

(1) 別表(一)は、医師である職員に適用する。

(2) 別表(二)は、診療放射線技師、管理栄養士、臨床検査技師、細胞検査士である職員に適用する。

(3) 別表(三)は、保健師、看護師及び准看護師である職員に適用する。

(給料の決定)

第5条 職員に適用される給料表の等級は、その職務の複雑、困難及び責任の度合いを考慮し、別表5に定める基準により決定する。

2 新たに職員となった者の給料の月額別表6及び別表7に定める基準による。

ただし、これに依り難いと理事長が認める場合は理事長が決定する。

3 給料表を異にする異動をした場合の月額は別表5に定める基準による。

(昇給)

第6条 職員の昇給は、毎年4月1日(以下「昇給日」という。)に、同日前1年間におけ

るその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として、次の基準に従い決定するものとする。

(1) 1年間に、4分の1を超えて勤務しない期間があるときは次の各号に掲げる期間に応じて減給するものとする。

イ 勤務しなかった期間が、全期間の4分の3以上のとき 4号給

ロ 勤務しなかった期間が、全期間の4分の2以上4分の3未満のとき 2号給

ハ 勤務しなかった期間が、全期間の4分の1以上4分の2未満のとき 1号給

(2) 前号の勤務しない期間は、次の各号の期間を合算した期間とする。職員の勤務しなかった時間のうち1時間を単位とする特別休暇等の時間を日に換算するときには、7時間30分をもって1日とし、換算の結果を合計したのち1日未満の端数が生じたときは、これを切捨てる。

イ 就業規則第5条第1項による欠勤

ロ 就業規則第12条による結核要療養休暇(業務又は通勤に起因するものを除く。)

ハ 就業規則第16条第2項による特別休暇(業務又は通勤に起因するものを除く。)

ニ 就業規則第16条第4項による特別休暇(業務又は通勤に起因するものを除く。)

ホ 就業規則第16条第5項による特別休暇

ヘ 就業規則第16条の2による育児休業

ト 就業規則第16条の3による介護休業

チ 就業規則第16条の4による母性健康管理のための休業

リ 就業規則第35条による休職(第1号及び第5号のうち健康推進機構都合による場合を除く。)

(3) 採用日から起算して勤続期間が1年に満たない職員の昇給は次のとおりとする。

イ 勤続期間が9ヶ月以上1年未満の者 3号給

ロ 勤続期間が6ヶ月以上9ヶ月未満の者 2号給

ハ 勤続期間が3ヶ月以上6ヶ月未満の者 1号給

3 55歳を超える職員が当該年齢に達した日以後における最初の3月31日までの間を除き、前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。

4 職務の級を異にする昇給をした場合は、別表8を適用する。

5 職員が次の各号の一に該当するに至ったときは、次期昇給月に各号に掲げる区分に応じた号給を加えることができる。

(1) 満10年を優秀な成績で勤務したとき 4号給

(2) 満20年を優秀な成績で勤務したとき 4号給

(3) その他理事長が昇給を必要と認めたとき 理事長が認めた号給数

6 前項第1号及び第2号の勤続期間内に給与規程第6条第2項第2号のロからへの期間があるときは、勤続期間から当該期間の1/2の期間を除するものとする

7 勤務成績の特に良好な職員が次の各号の一に該当することとなったときは、当該退職日に4号給上位の号給に昇給させることができる。

(1) 業務災害により死亡し、又は危篤となり或いは障害(障害等級が労働者災害補償保険法施行規則別表第1の第1級から第3級までに該当するものに限る。)が存することとなった結果退職する場合

(2) 就業規則第39条第1項第2号により退職する場合

- 8 昇給日に同条第2項第2号により休職若しくは休業のため引き続き勤務しなかった職員が、復職し、若しくは再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認めるときは、復職し、若しくは再び勤務するに至った日以後に昇給することとし、その者の号給を調整することができる。

(降給の基準)

第7条 職員が次の各号の一に該当するときは、降給することができる。

- (1) 降任したとき
- (2) 勤務成績が著しく不良であるとき

2 降給は、降格又は次期昇給して行う。

3 職員を降格させる場合におけるその職員の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給)とする。

(給料の調整額)

第8条 職務の内容及び資格免許等を勘案して、給料月額のほか調整給として支給する。調整額は給料に含まれるので、給料を基礎とする諸手当(時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当、広域異動手当、退職手当)の計算の基礎となる。

2 支給額

調整基本額(別表9)×調整数(別表10)

(諸手当)

第9条 第2条第3項の諸手当とは、初任給調整手当、管理職手当、扶養手当、住居手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、特殊勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当をいう。

2 初任給調整手当、管理職手当、扶養手当、住居手当、広域異動手当、通勤手当は、新たに事実の発生した日の翌月(これらの日が初日であるときは、その日の属する月)から喪失の事実が生じた日の属する月まで支給する。

3 給与期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は、管理職手当、通勤手当は支給しない。

4 扶養手当、住居手当、広域異動手当、通勤手当の届出において虚偽の届出又は、届出の遅延等により支給を受けたときは、これを返還させるものとする。

(初任給調整手当)

第9条の2 初任給調整手当は、医療職給料表(1)の適用を受ける職員に新たに採用された職員には月額268,500円を超えない範囲内で、採用の日から35年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。

2 初任給調整手当の支給期間は35年とし、その月額は採用の日又は職員となった日以後の期間の区分に応じた別表11に掲げる額とする。この場合において、大学卒業の日からそれぞれ採用の日を超えることとなる職員に対する同表の適用については、採用の日からその超えることとなる期間(1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間)に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

3 当該職員となった者のうち、職員となった日前に初任給調整手当を支給されていたことのある者で前項の規定により初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、そ

の超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

4 初任給調整手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

(管理職手当)

第 10 条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある主幹職以上の者を管理職として職務の特殊性に基づき支給する。

(1) 支給月額

局長相当職	79,700 円	課長相当職(主幹職を除く)	47,600 円
次長相当職	70,800 円	主幹職	23,800 円
部長相当職	66,500 円		

(2) 給料の調整額を支給される者の前号の支給割合は、同号の規定にかかわらず当該支給割合の2分の1とする。

2 前項の職務を兼ねたときは、そのいずれかのうち高い額の手当を支給する。

3 第 14 条及び第 15 条の規定は、主幹職以上の者には適用しない。

(扶養手当)

第 11 条 扶養手当は、扶養親族のある職員等に対し支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員等の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ)

(2) 22 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある子及び孫

(3) 60 歳以上の父母及び祖父母

(4) 22 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額の前項第 1 号に掲げる扶養親族について 13,000 円、同項第 2 号から第 5 号までに掲げる扶養親族(次項において「扶養親族たる子、父母等」という。)については、1 人につき 6,500 円(職員等に配偶者がいない場合にあっては、そのうち 1 人については 11,000 円)とする。

4 扶養親族たる子のうちに 15 歳に達する日以降の最初の 4 月 1 日から 22 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000 円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 新たに職員等となった者に扶養親族がある場合又は職員等に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員等は、直ちに届出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(同条第 2 項第 2 号又は第 4 号に該当する扶養親族が 22 歳に達した日以降の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

(3) 扶養親族たる子、父母等がある職員等が配偶者のない職員等となった場合(前号に該当する場合を除く。)

(4) 扶養親族たる子、父母等がある職員等が配偶者を有するに至った場合(第 1 号に該当する場合を除く。)

6 扶養手当の支給は、新たに職員等となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員等となった日、扶養親族がない職員等に同項第 1 号に掲げる事実が生じた場

合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員等が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員等の扶養親族で同項の規定による届出に係わるもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係わる事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

7 扶養手当は、これを受けている職員等に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員等の扶養親族で同項の規定による届出に係わるものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員等について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員等の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係わるもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は扶養手当を受けている職員等にさらに第5項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係わるものがある職員等で扶養親族たる配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係わる扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員等のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係わるものがある職員等について当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は同項第3号に掲げる事実が生じた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係わる扶養手当の支給額の改定について準用する。

8 前項の規定による届出は扶養親族届出書（第1号様式）による。

(1) 届出を受理したときは、扶養親族届記載の扶養親族が規定で定める要件を備えているかを確認認定するものとする。

(2) 前号の認定を行う際必要と認めるときは扶養事実等を証明するに足る証拠書類の提出を求めることができる。

9 職員は次に掲げる者を扶養親族とすることはできない。

(1) その者の勤労所得、資産所得、事業所得等の合計額が年に130万円程度以上である場合

(2) 重度心身障害者については前号によるほか労務に服することができない程度でない場合

10 職員が他の者と共同して同一人を扶養する場合には、その職員が主たる扶養である場合に限り、その者の扶養親族として認定することができる。

11 扶養手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

（住居手当）

第12条 住居手当は、次に掲げる職員等に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第3号において同じ。）を借受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ）を支払っている職員

(2) その所有に係わる住宅に居住している職員等で世帯主（主としてその収入によっ

て世帯の生計をささえている者をいう。)であるもの

(3) 第13条の1第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員等で、配偶者が居住するための住宅を借受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの

(4) 第13条の1第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員等で、配偶者が当該職員等の所有に係る住宅に居住するもの(当該職員等が当該住宅に居住した場合に第2号に該当することとなる職員等に限る。)

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員等の区分に応じて当該各号に定める額(第1号又は第2号に掲げる職員等のうち第3号又は第4号に掲げる職員等であるものについては、第1号又は第2号に掲げる額及び第3号又は第4号に掲げる額の合計額)とする。

(1) 前項第1号に規定する職員等 次に掲げる職員等の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額

イ 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員等 家賃の月額から12,000円を控除した額

ロ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員等 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは16,000円)を11,000円に加算した額

ハ 異動によりやむなく住居を借受け家賃を支払っている職員等 イ又はロで算出した額に12,000円を加算する。ただし、加算額の支給に係る取扱については理事長が別に定める。

(2) 前項第2号に規定する職員等 3,000円

(3) 前項第3号に規定する職員等 第1号の規定の例により算出した額(同号ハの加算額は除く。)の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

(4) 前項第4号に規定する職員等 第2号に定める額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)

3 第1項に規定する職員たる要件を具備するに至った職員は当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、住居届書(第2号様式)によりその居住の実情、住宅の所有関係等を速やかに届出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額、住宅の所有関係等に変更があった場合についても同様とする。

4 住居手当の支給は、職員が新たに要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が要件を欠くに至った日の属する月(その日が初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。

ただし、住居手当の支給の開始については、届出がこれに係わる事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その属する月)から行うものとする。

5 新たに給料表の適用を受ける職員となった者又は勤務地を異にして異動した職員が当該適用又は当該異動に伴い転居した場合において、当該適用の日又は当該異動の発令日から当該適用又は当該異動の直後に在勤する勤務地への勤務を開始すべきこととされる日の前日までの間に当該転居後の住宅に入居したときは、当該適用の日又は当該異動の発令日を居住に係わる要件を具備した日として取り扱うものとする。

6 住居手当は給料の支給定日に支給する。

(広域異動手当)

第12条の2 広域異動手当は、第12条第2項第1号八に該当する職員に対して、勤務地を異にする移動日から支給する。

2 広域異動手当の月額は、給料月額及び調整額の合計額に100分の3を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第13条 通勤手当は次に掲げる職員等に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員等(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員等以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員等を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員等(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員等以外の職員等であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員等を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ自動車等を使用することを常例とする職員等(交通機関等を利用し、かつ自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員等以外の職員等であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員等の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員等については、その者の1カ月の通勤に要する運賃等の額に相当する額〔その額が45,000円を超えるときは、その額と45,000円との差額の2分の1(その差額の2分の1が8,000円を超えるときは8,000円)を45,000円に加算した額〕とする。

(2) 前項第2号に掲げる職員等で二輪車及びバイク等については、2,000円以上25,500円を超えない範囲内で又自動車については2,500円以上53,000円を超えない範囲内で別表12で定める区分に応じた額とする。

(3) 前項第3号に掲げる職員等については、交通機関等を利用せず、かつ自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮し区分に応じ前2号に掲げる額の合計額(二輪車、バイク等についてはその額が25,500円を超えるときは25,500円、自動車についてはその額が53,000円を超えるときは53,000円)第1号に掲げる額、又は前号に掲げる額とする。

3 職員は新たに通勤手当被支給職員たる要件を具備するに至った場合には、通勤届書(第3号様式)により、その通勤の実情をすみやかに届出なければならない。

4 通勤に要する運賃等の額に相当する額の算出は運賃、時間、距離等の事情に照らして最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額によるものとする。

- 5 通勤手当の支給は職員に新たに通勤手当被支給職員たる要件が具備されるに至った場合においては、その日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が退職又は死亡した場合においてはその職員が退職又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が通勤手当被支給職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日のそれぞれ属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、届出がこれに係わる事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 6 新たに給料表の適用を受ける職員となった者又は勤務地を異にして異動した職員が当該適用又は当該異動の直後に在勤する勤務地への勤務を開始すべきこととされる日に給与規程第 13 条第 1 項の職員たる要件を具備するときは、当該適用の日又は当該異動の発令日を同項の職員たる要件が具備されるに至った日として取り扱い、この条の第 1 項の規定による支給の開始又は同条第 2 項の規定による支給額の改定を行うものとする。
- 7 通勤手当被支給職員が出張、休暇、欠勤その他の事由により月の 1 日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月の通勤手当は支給することができない。
- 8 通勤手当は、給料の支給定日に支給する。
- 9 通勤手当の支給を受けている職員について、その者が通勤手当被支給職員たる要件を具備するかどうかが及び通勤手当の月額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により随時確認するものとする。

（単身赴任手当）

第 13 条の 2 勤務地を異にする異動又は、在勤する勤務地の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、配偶者と別居する職員等で、当該異動又は勤務地の移転の直前の住居から当該異動又は勤務地の移転の直後に在勤する勤務地に通勤することが、通勤距離等を考慮して一定の基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員等には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務地に通勤することが、通勤距離等を考慮して一定の基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りではない。

2 前項の規定で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること
- (2) 配偶者が学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること
- (3) 配偶者が引き続き就業すること
- (4) 配偶者が職員又は配偶者の所有に係わる住宅を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること
- (5) 配偶者が職員と同居できないと認められる前各号に類する事情

3 給与規程第 13 条の 2 第 1 項本文及びただし書で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 通勤距離が 60 キロメートル以上であること

- (2) 通勤距離が 60 キロメートル未満である場合で、通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から前号に相当する程度に通勤が困難であると認められること
- 4 単身赴任手当の月額は、23,000 円〔職員等の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が 100 キロメートル以上である職員等にあつては、その額に 6,000 円を加算した額〕とする。
- 5 前項に規定する交通距離の算定は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法による職員の住居から配偶者の住居までの経路の長さについて行うものとする。
- 6 給与規程第 13 条の 2 第 1 項の規定による単身赴任手当を支給される職員等との権衡上必要があると認められる職員等には、給与規程第 13 条の 2 第 4 項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 7 給与規程第 13 条の 2 第 1 項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員は、次に掲げる職員とする。
- (1) 勤務地を異にする異動又は在勤する勤務地の移転に伴い、住居を移転し、給与規程第 13 条の 2 第 2 項に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であつて、当該異動又は勤務地の移転の直前の住居から当該異動又は勤務地の移転の直後に在勤する勤務地に通勤することが給与規程第 13 条の 2 第 3 項に規定する基準に照らして困難であると認められる職員以外の職員で当該異動又は勤務地の移転の直後に在勤する勤務地における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと認めるもののうち、単身で生活することを常況とする職員
- (2) 勤務地を異にする異動又は在勤する勤務地の移転に伴い、住居を移転し、給与規程第 13 条の 2 第 2 項に規定するやむを得ない事情に準じて一定の事情により、同居していた 18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある子と別居することとなった職員（配偶者のない職員に限る。）で、当該異動又は勤務地の移転の直前の住居から当該異動又は勤務地の移転の直後に在勤する勤務地に通勤することが給与規程第 13 条の 2 第 3 項に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該異動又は勤務地の移転の直後に在勤する勤務地における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと認められるものを含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員
- (3) 勤務地を異にする異動又は在勤する勤務地の移転に伴い、住居を移転した後、特別な事情により、当該異動又は勤務地の移転の直前に同居していた配偶者（配偶者のない職員にあつては、18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある子。以下「配偶者等」という。）と別居することとなった職員（当該別居が当該異動又は勤務地の移転の日から起算して 3 年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する勤務地に通勤することが給与規程第 13 条の 2 第 3 項に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する勤務地における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと認められるものを含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員
- (4) 勤務地を異にする異動又は、在勤する勤務地の移転に伴い、住居を移転し、給与規程第 13 条の 2 第 2 項に規定するやむを得ない事情（配偶者のない職員にあつては、一定の事情）により、同居していた配偶者等と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務地の移転の直前の住居から当該異動又は勤務地の移転の直後に在勤す

る勤務地に通勤することが給与規程第13条の2第3項に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該異動又は勤務地の移転の直後に在勤する勤務地における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと認められるものを含む。）のうち、15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

(5) 勤務地を異にする異動又は在勤する勤務地の移転に伴い、住居を移転した後、特別の事情により、当該異動又は勤務地の移転の直前に同居していた配偶者等と別居することとなった職員（当該別居が当該異動又は勤務地の移転の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する勤務地に通勤することが給与規程第13条の2第3項に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する勤務地における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと認められるものを含む。）のうち、15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

(6) その他給与規程第13条の2第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員

8 職員の配偶者が単身赴任手当又は、国、地方公共団体その他のこれに相当する手当の支給を受ける場合には、その間、当該職員には単身赴任手当は支給しない。

9 新たに給与規程第13条の2第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、別記様式第4号の単身赴任届により、配偶者等との別居の状況等を速やかに任命権者に届出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても同様とする。

10 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

11 任命権者は、職員から給与規程第13条の2第9項の規定による届出があったときは、その届出に係わる事実を確認し、その者が給与規程第13条の2第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

12 任命権者は、前項の規定により単身赴任手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係わる事項を別記様式第5号の単身赴任手当認定簿に記載するものとする。

13 単身赴任手当の支給は、職員が新たに給与規程第13条の2第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、給与規程第13条の2第11項の規定による届出がこれに係わる事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

14 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額

して改定する場合について準用する。

15 任命権者は、現に単身赴任手当の支給を受けている職員が給与規程第 13 条の 2 第 1 項の職員たる要件を具備しているかどうか及び単身赴任手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

16 任命権者は、前項の確認を行う場合において、必要と認めるときは、職員に対し配偶者等との別居の状況等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

17 単身赴任手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、給料の支給日までに単身赴任手当に係わる事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日以降に支給することができる。

(時間外勤務手当)

第 14 条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間を超えて勤務することの指示により勤務した職員に支給される手当である。

(1) 正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して勤務 1 時間当たりの単価を乗じた額とする。

単価算出方法

$$\left[\frac{(\text{給料月額} + \text{給料の調整額} + \text{初任給調整手当} + \text{特殊勤務手当}) \times 1.25^*}{1 \text{ ヶ月の平均所定労働時間}} \right]$$

ただし、*の指数は午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に行われる場合は 1.50 とする。

(2) 1 時間当たりの単価を算定するにおいて当該額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げる。

(3) 時間外勤務の月分合計時間 1 時間未満の取扱いは、つぎのとおりとする。30 分以上は 1 時間とし、30 分未満は切り捨てる。

(4) 時間外勤務手当は、翌月の給料支給定日に支給する。

(休日勤務手当)

第 15 条 就業規則第 7 条の休日に正規の勤務時間中に勤務をした職員に支給する。ただし、振替休日を与えたときはこれを支給しない。

2 正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して勤務 1 時間当たりの給与額の 100 分の 135 を休日勤務手当として支給する。

3 1 時間当たりの単価算定支給は前条と同じくする。

(特殊勤務手当)

第 16 条 特殊勤務手当は次の業務に従事したとき職員に支給する。

(1) 放射線照射作業業務

ただし、給料の調整額を受ける者は除く。

2 前項の額は 1 日 230 円とし翌月の給料支給定日に支給する。

(期末手当)

第 17 条 期末手当は 6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下この規定においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日から起算して 30 日を超えない日に支給する。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6 月に支給する場合においては 100 分の 135、12 月に支給する場合においては 100 分の 155 を乗じて得た額に基準日以前 6 ヶ月以内

の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合に乗じて得た額とする。

3 在職期間別の割合

在 職 期 間	割 合
6 カ月	100 分の 100
5 カ月以上 6 カ月未満	100 分の 80
3 カ月以上 5 カ月未満	100 分の 60
3 カ月未満	100 分の 30

4 第 2 項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額とする。

5 職制上の段階が係長級以上（相当職を含む）であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額に職制上の段階区分に応じて次の表に定める割合を乗じて得た額を加算した額を第 2 項の期末手当基礎額とする。

職 務 段 階 別 加 算 率 表

加算率	20%	18%	15%	10%	7%	5%
給料表						
一般職給料表	事務局長 医療監 所 長	次 長 級	部 長 級	課 長 級	主 幹	課長補佐級 主 査 係 長 級
医療職給料表(1)						
医療職給料表(2)						
医療職給料表(3)						

6 在職期間に算入されないもの

- (1) 就業規則第 35 条による休職期間の 2 分の 1 に相当する期間
- (2) 就業規則第 47 条第 1 項第 3 号による停職期間
- (3) 育児休業及び育児短時間勤務に関する規程第 5 条及び第 6 条による休業期間
- (4) 介護休業及び介護短時間勤務に関する規程第 6 条による休業期間
- (5) **母性健康管理規程**第 7 条第 1 項に定める休業期間の 1 / 2

(勤勉手当)

第 18 条 勤勉手当は 6 月 1 日及び 12 月 1 日に在職する職員に対して、それぞれの基準日以前 6 カ月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、これら基準日から起算して 30 日を超えない日において支給する。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、次の表で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、6 月に支給する場合においては 100 分の 65、1 2 月に支給する場合においては 100 分の 70 を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

勤 勉 手 当 期 間 率 表

勤 務 期 間	割 合
6 カ月	$\frac{100}{100}$
5 カ月 15 日以上 6 カ月未満	$\frac{95}{100}$
5 カ月以上 5 カ月 15 日未満	$\frac{90}{100}$
4 カ月 15 日以上 5 カ月未満	$\frac{80}{100}$
4 カ月以上 4 カ月 15 日未満	$\frac{70}{100}$
3 カ月 15 日以上 4 カ月未満	$\frac{60}{100}$
3 カ月以上 3 カ月 15 日未満	$\frac{50}{100}$
2 カ月 15 日以上 3 カ月未満	$\frac{40}{100}$
2 カ月以上 2 カ月 15 日未満	$\frac{30}{100}$
1 カ月 15 日以上 2 カ月未満	$\frac{20}{100}$
1 カ月以上 1 ヶ月 15 日未満	$\frac{15}{100}$
15 日以上 1 ヶ月未満	$\frac{10}{100}$
15 日未満	$\frac{5}{100}$
零	0

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額とする。

4 前条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。

この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「次条第3項」と読み替えるものとする。

5 勤務時間に算入されないもの

(1) 就業規則第5条による遅刻、早退、欠勤。ただし、遅刻、早退については1回を1日とみなす。

(2) 就業規則第12条、第16条第2項及び第5項並びに第47条第3号の期間

(3) 負傷又病気にかかり勤務しなかった期間から勤務を要しない日、指定週休日及び休日を除いた日が30日を超える場合はその勤務しなかった全期間

ただし、業務上負傷し又は病気にかかり勤務しなかった期間は勤務期間に算入するものとする。

(4) 就業規則第 35 条による休職期間

(5) 育児休業及び育児短時間勤務に関する規程第 5 条及び第 6 条による休業期間及び第 16 条による育児短時間勤務した時間(勤務しなかった時間を日数に換算する場合は、7 時間 30 分をもって 1 日とする。)

(6) 介護休業及び介護短時間勤務に関する規程第 6 条による休業期間及び第 15 条による介護短時間勤務した時間(勤務しなかった時間を日数に換算する場合は、7 時間 30 分をもって 1 日とする。)

(7) 母性健康管理規程第 7 条第 1 項に定める休業期間

(寒冷地手当)

第 19 条 寒冷地手当は、毎年 11 月から翌年 3 月までの各月の初日(以下「基準日」という。)地域に在勤する職員に対して支給する。

寒冷地手当支給地域・・・旧朝日村を除く庄内地区以外の市町村

2 寒冷地手当の額は、世帯主の区分に応じて次の額を支給する。

世 帯 等 の 区 分		
世 帯 主 で あ る 職 員		その他の職員
扶養親族のある職員	扶養親族のない職員	
17,800 円	10,200 円	7,360 円

3 扶養親族のある職員であって寒冷地手当支給地域に居住する扶養親族のないもののうち、単身赴任手当を支給されるものは、扶養親族のない職員とみなす。

4 寒冷地手当は、基準日の属する月の給料の支給日に支給する。

(給与等の特例)

第 20 条 就業規則第 40 条第 2 項及び 3 項によって採用された職員の給与については、理事長が別に定める。

(端数処理)

第 21 条 この規程において特段の定めのあるものを除き、給料計算等において 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(雑 則)

第 22 条 この規程に定めのない事項またはこれにより難しい事項については、理事長がその都度定める。

附 則

この規程は昭和 48 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は昭和 50 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は昭和 54 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は昭和 55 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は昭和 56 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は昭和 60 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は昭和 62 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は昭和 63 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は平成 5 年 4 月 1 日から適用する。

この規程は平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

この規程は平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

この規程は平成 8 年 4 月 1 日から適用する。

この規程は平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

この規程は平成 9 年 6 月 1 日から適用する。

この規程は平成 10 年 4 月 1 日から適用する。

この規程は平成 11 年 1 月 1 日から適用する。

この規程は平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

この規程は平成 12 年 1 月 1 日から適用する。

この規程は平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

この規程は平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

この規程は平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

この規程は平成 15 年 1 月 1 日から適用する。

この規程は平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

この規程は平成 16 年 1 月 1 日から適用する。

この規程は平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

この規程は平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

ただし、第 9 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項並びに第 10 条第 1 項第 1 号の改正及び第 12 条の 2 の規定は平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

この規程は平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

この規程は平成 23 年 1 月 1 日から適用する。

1 この規程は平成 24 年 4 月 1 日から適用する。(名称読替と一部変更)

2 平成 24 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)の前日から引き続き在職する職員の施行日における職務の級及び号給は、理事長が別に定めるところにより決定する。

この規程は平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

この規程は平成 25 年 12 月 6 日から施行する。

この規程は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

一般職給料表

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額	7 級 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200
2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800
3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400
4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000
5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300
6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800
7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300
8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800
9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400
10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100
11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800
12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500
13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100
14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400
15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700
16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100
17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,400
18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,500
19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	410,600
20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	412,700
21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	414,800
22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	416,800
23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	418,800
24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	420,800
25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	422,900
26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	424,500
27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	426,100
28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	427,700
29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,500	429,400
30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	381,400	430,700
31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	383,300	432,000
32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	385,100	433,300
33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,900	434,600
34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	388,600	435,900
35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	390,300	437,200
36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	392,000	438,400
37	191,600	248,000	290,100	336,500	364,200	393,700	439,700
38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,600	394,900	440,600

39	194,200	251,200	293,700	340,500	367,100	396,100	441,500
40	195,500	252,800	295,500	342,500	368,600	397,300	442,400
41	196,900	254,200	297,400	344,400	370,100	398,400	443,200
42	198,200	255,600	299,100	346,300	371,300	399,600	444,000
43	199,500	257,000	300,800	348,200	372,500	400,800	444,800
44	200,800	258,400	302,500	350,100	373,700	402,000	445,600
45	202,000	259,700	304,200	352,000	374,700	403,000	446,400
46	203,300	261,100	305,900	353,600	375,600	403,700	447,200
47	204,600	262,500	307,600	355,200	376,500	404,400	448,000
48	205,900	263,900	309,300	356,800	377,400	405,100	448,800
49	207,100	265,200	310,600	358,500	378,400	405,900	449,400
50	208,200	266,400	312,200	359,700	379,200	406,600	450,200
51	209,300	267,700	313,800	360,900	380,000	407,300	451,000
52	210,400	269,000	315,400	362,000	380,800	408,000	451,800
53	211,600	270,100	317,100	363,000	381,700	408,800	452,400
54	212,600	271,400	318,700	364,100	382,400	409,500	453,200
55	213,600	272,700	320,300	365,100	383,100	410,200	454,000
56	214,600	274,000	321,900	366,200	383,800	410,900	454,800
57	215,400	275,200	323,400	367,100	384,500	411,600	455,400
58	216,400	276,300	324,600	367,800	385,100	412,300	456,200
59	217,300	277,400	325,800	368,500	385,800	413,000	457,000
60	218,300	278,500	327,000	369,200	386,500	413,700	457,800
61	219,200	279,700	328,100	369,800	387,000	414,300	458,400
62	220,200	280,700	329,100	370,500	387,700	415,000	
63	221,200	281,700	330,000	371,200	388,400	415,700	
64	222,200	282,700	331,000	371,900	389,100	416,400	
65	223,000	283,500	331,900	372,400	389,600	416,900	
66	224,000	284,400	332,700	373,100	390,300	417,500	
67	225,000	285,300	333,500	373,800	391,000	418,200	
68	226,100	286,200	334,300	374,500	391,700	418,900	
69	226,900	287,200	335,200	375,000	392,200	419,400	
70	227,700	288,000	335,900	375,700	392,900	420,100	
71	228,500	288,800	336,600	376,400	393,600	420,800	
72	229,300	289,600	337,300	377,100	394,300	421,500	
73	230,100	290,400	337,800	377,600	394,800	422,000	
74	230,800	290,900	338,400	378,300	395,500	422,700	
75	231,500	291,400	339,000	379,000	396,200	423,400	
76	232,200	291,900	339,600	379,700	396,900	424,100	
77	233,000	292,300	340,000	380,200	397,300	424,600	
78	233,800	292,700	340,500	380,800	398,000		
79	234,600	293,100	341,000	381,400	398,700		
80	235,400	293,500	341,500	382,000	399,400		

81	236,100	293,800	342,000	382,700	399,900
82	236,800	294,200	342,500	383,300	400,600
83	237,500	294,600	343,000	383,900	401,300
84	238,200	295,000	343,500	384,500	402,000
85	239,000	295,300	344,000	385,100	402,500
86	239,700	295,700	344,500	385,700	
87	240,400	296,100	345,000	386,300	
88	241,100	296,500	345,500	386,900	
89	241,900	296,800	345,900	387,600	
90	242,400	297,200	346,400	388,200	
91	242,900	297,600	346,900	388,800	
92	243,400	298,000	347,400	389,400	
93	243,700	298,200	347,700	390,100	
94		298,600	348,200		
95		299,000	348,700		
96		299,400	349,200		
97		299,600	349,500		
98		300,000	350,000		
99		300,400	350,500		
100		300,800	351,000		
101		301,000	351,300		
102		301,400	351,700		
103		301,800	352,100		
104		302,200	352,500		
105		302,400	353,000		
106		302,800	353,400		
107		303,200	353,800		
108		303,600	354,200		
109		303,800	354,700		
110		304,200	355,100		
111		304,600	355,500		
112		305,000	355,900		
113		305,200	356,400		
114		305,600			
115		306,000			
116		306,400			
117		306,600			
118		306,900			
119		307,200			
120		307,500			
121		307,900			

122		308,200					
123		308,500					
124		308,800					
125		309,200					

医 療 職 給 料 表

別表(一)

医療職給料表(1)

職務の級	1級	2級	3級	4級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円
1	237,700	323,400	390,600	467,100
2	240,200	326,500	393,500	469,400
3	242,700	329,600	396,400	471,700
4	245,200	332,700	399,300	474,000
5	247,600	335,600	402,000	476,300
6	251,400	338,900	404,800	478,500
7	255,200	342,200	407,600	480,700
8	259,000	345,500	410,400	482,900
9	262,600	348,600	413,000	485,200
10	266,600	351,800	415,700	487,300
11	270,600	355,000	418,400	489,400
12	274,600	358,200	421,100	491,500
13	278,500	361,300	423,600	493,600
14	282,500	365,000	426,100	495,700
15	286,500	368,700	428,600	497,800
16	290,500	372,400	431,100	499,900
17	294,300	376,000	433,400	502,000
18	297,900	378,800	435,800	504,000
19	301,500	381,600	438,200	506,000
20	305,100	384,400	440,600	508,000
21	308,800	387,300	442,900	509,800
22	312,600	389,900	445,300	511,700
23	316,300	392,500	447,700	513,600
24	320,000	395,100	450,100	515,500
25	323,600	397,500	452,400	517,200
26	326,500	399,800	454,700	519,000
27	329,300	402,100	457,000	520,800
28	332,100	404,400	459,300	522,600
29	335,000	406,800	461,500	524,500
30	337,400	408,900	463,800	526,300
31	339,800	411,000	466,100	528,100
32	342,200	413,100	468,400	529,900
33	344,600	415,300	470,500	531,700
34	347,100	417,300	472,600	533,500
35	349,600	419,300	474,700	535,300
36	352,100	421,300	476,800	537,100

37	354,500	423,400	478,900	538,800
38	356,900	425,400	480,700	540,400
39	359,300	427,400	482,500	542,000
40	361,700	429,400	484,300	543,600
41	364,000	431,500	486,000	545,200
42	365,500	433,500	487,800	546,600
43	367,000	435,100	489,600	548,000
44	368,500	436,900	491,400	549,400
45	370,100	438,800	493,000	550,600
46	371,600	440,600	494,800	551,600
47	373,100	442,400	496,600	552,600
48	374,600	444,200	498,400	553,600
49	375,900	446,100	500,000	554,700
50	376,900	447,900	501,300	555,600
51	377,900	449,700	502,600	556,500
52	378,900	451,500	503,900	557,400
53	380,000	453,400	505,200	558,300
54	380,900	454,600	506,500	559,200
55	381,800	455,800	507,800	560,100
56	382,700	457,000	509,100	561,000
57	383,700	458,200	510,300	561,900
58	384,600	459,200	511,200	562,800
59	385,500	460,200	512,100	563,700
60	386,400	461,200	513,000	564,600
61	387,300	462,100	513,900	565,500
62	387,800	462,800	514,800	566,400
63	388,300	463,500	515,700	567,300
64	388,800	464,200	516,600	568,200
65	389,100	464,900	517,500	569,100
66		465,600	518,400	
67		466,300	519,300	
68		467,000	520,200	
69		467,500	521,100	
70		468,200	522,000	
71		468,900	522,900	
72		469,600	523,800	
73		470,100	524,600	
74		470,800	525,500	
75		471,500	526,400	
76		472,200	527,300	
77		472,700	528,100	
78		473,300	529,000	

79	473,900	529,900
80	474,500	530,800
81	475,100	531,600
82	475,700	532,500
83	476,300	533,400
84	476,900	534,300
85	477,400	535,100
86	478,000	536,000
87	478,600	536,900
88	479,200	537,800
89	479,700	538,600
90	480,300	
91	480,900	
92	481,500	
93	482,000	
94	482,600	
95	483,200	
96	483,800	
97	484,300	

別表(二)

医療職給料表(2)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	140,300	178,200	213,600	241,900	279,700	328,700
2	141,700	179,800	215,200	243,500	281,900	330,800
3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,100	333,000
4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,300	335,200
5	145,700	184,500	220,000	248,100	288,500	337,400
6	147,500	186,100	221,700	249,700	290,700	339,600
7	149,200	187,700	223,400	251,200	292,900	341,800
8	150,900	189,300	225,100	252,800	295,100	344,000
9	152,600	190,900	226,800	254,300	297,200	346,000
10	154,300	192,600	228,600	255,900	299,400	348,200
11	156,000	194,300	230,400	257,400	301,600	350,400
12	157,800	196,000	232,100	258,900	303,800	352,600
13	159,300	197,600	233,900	260,400	306,100	354,400
14	161,200	199,200	235,500	262,300	308,200	356,400
15	163,200	200,800	237,100	264,200	310,300	358,400
16	165,100	202,400	238,700	266,000	312,400	360,400
17	167,000	204,000	240,100	267,700	314,600	362,400
18	168,900	205,700	241,700	269,600	316,700	364,500
19	170,800	207,400	243,200	271,500	318,800	366,500
20	172,700	209,100	244,800	273,400	320,900	368,600
21	174,600	210,600	246,300	275,200	323,100	370,500
22	176,100	212,200	247,900	277,100	325,100	372,600
23	177,600	213,800	249,400	279,000	327,100	374,700
24	179,100	215,400	250,900	280,900	329,100	376,800
25	180,700	217,000	252,400	282,900	331,100	378,700
26	182,200	218,600	254,100	284,800	333,100	380,600
27	183,700	220,200	255,800	286,700	335,100	382,500
28	185,200	221,800	257,500	288,600	337,100	384,400
29	186,800	223,400	259,200	290,600	338,900	386,200
30	188,100	225,100	261,000	292,500	340,700	388,000
31	189,400	226,800	262,800	294,400	342,500	389,800
32	190,700	228,500	264,600	296,300	344,300	391,600
33	192,100	230,100	266,100	298,100	346,100	393,200
34	193,500	231,700	267,900	299,900	348,000	394,500
35	194,900	233,200	269,700	301,700	349,900	395,800
36	196,300	234,800	271,500	303,500	351,800	397,100
37	197,500	236,400	273,200	305,200	353,600	398,200

38	198,800	238,000	274,900	306,900	355,300	399,400
39	200,100	239,600	276,600	308,600	357,000	400,500
40	201,400	241,200	278,300	310,300	358,700	401,700
41	202,600	242,700	280,000	312,100	360,300	402,800
42	203,800	244,200	281,700	313,800	361,600	403,600
43	205,000	245,700	283,400	315,500	362,900	404,400
44	206,200	247,200	285,100	317,200	364,200	405,200
45	207,500	248,600	286,800	318,500	365,400	405,800
46	208,600	250,200	288,500	320,000	366,600	406,500
47	209,700	251,800	290,200	321,500	367,800	407,200
48	210,800	253,400	291,900	323,100	369,000	407,900
49	211,900	255,000	293,400	324,600	370,200	408,700
50	212,900	256,400	295,000	325,900	371,200	409,400
51	213,900	257,800	296,600	327,200	372,200	410,100
52	214,900	259,200	298,200	328,500	373,200	410,800
53	215,700	260,500	299,600	329,600	374,000	411,500
54	216,700	261,900	301,100	330,600	374,900	412,200
55	217,600	263,300	302,600	331,700	375,800	412,900
56	218,600	264,700	304,100	332,800	376,700	413,600
57	219,500	265,800	305,500	333,600	377,500	414,200
58	220,400	267,100	306,800	334,600	378,300	414,900
59	221,300	268,400	308,100	335,600	379,100	415,600
60	222,200	269,700	309,500	336,600	379,900	416,300
61	223,200	270,800	310,800	337,400	380,500	416,800
62	224,200	272,100	312,100	338,100	381,200	417,400
63	225,200	273,400	313,400	338,800	381,900	418,100
64	226,300	274,700	314,700	339,500	382,600	418,800
65	227,000	275,900	316,100	340,200	383,200	419,300
66	227,900	277,000	316,900	340,900	383,900	
67	228,800	278,100	317,700	341,600	384,600	
68	229,700	279,200	318,500	342,300	385,300	
69	230,400	280,300	319,400	343,000	385,800	
70	231,100	281,400	320,200	343,600	386,400	
71	231,800	282,500	321,000	344,200	387,000	
72	232,500	283,600	321,800	344,800	387,600	
73	233,300	284,500	322,600	345,300	388,300	
74	234,100	285,200	323,200	345,900	388,900	
75	234,900	285,900	323,800	346,500	389,500	
76	235,700	286,700	324,400	347,100	390,100	
77	236,300	287,500	325,100	347,600	390,800	
78	236,900	288,100	325,600	348,100	391,400	
79	237,500	288,700	326,100	348,600	392,000	

80	238,100	289,300	326,600	349,100	392,600	
81	238,600	290,000	327,200	349,500	393,300	
82	239,000	290,500	327,700	349,900	393,900	
83	239,400	291,000	328,200	350,300	394,500	
84	239,800	291,500	328,700	350,700	395,100	
85	240,300	291,900	329,300	351,200	395,800	
86		292,200	329,700	351,600		
87		292,500	330,000	352,000		
88		292,800	330,400	352,400		
89		293,200	330,900	352,900		
90		293,500	331,300	353,300		
91		293,800	331,700	353,700		
92		294,100	332,100	354,100		
93		294,500	332,600	354,600		
94		294,800	332,900	355,000		
95		295,100	333,300	355,400		
96		295,400	333,700	355,800		
97		295,800	333,900	356,300		
98		296,100	334,300	356,700		
99		296,400	334,700	357,100		
100		296,700	335,100	357,500		
101		297,100	335,300	358,000		
102		297,400	335,700	358,400		
103		297,700	336,100	358,800		
104		298,000	336,500	359,200		
105		298,300	336,700	359,700		
106			337,100			
107			337,500			
108			337,900			
109			338,100			
110			338,500			
111			338,900			
112			339,300			
113			339,500			

別表(三)

医療職給料表(3)

職務の級 号 給	1 級 給 料 月 額	2 級 給 料 月 額	3 級 給 料 月 額	4 級 給 料 月 額	5 級 給 料 月 額
	円	円	円	円	円
1	153,300	180,500	229,300	254,700	285,600
2	154,700	182,600	231,100	255,900	287,600
3	156,200	184,700	232,900	257,200	289,600
4	157,600	186,800	234,700	258,500	291,600
5	159,000	188,900	236,300	259,600	293,400
6	160,500	191,300	237,800	261,000	295,300
7	162,000	193,600	239,300	262,300	297,200
8	163,500	195,900	240,800	263,700	299,100
9	164,800	198,300	242,200	265,100	301,100
10	166,500	199,700	243,600	266,400	303,000
11	168,100	201,100	245,000	268,000	304,900
12	169,700	202,500	246,400	269,600	306,800
13	171,200	203,900	247,700	271,200	308,600
14	173,200	205,400	249,000	272,800	310,400
15	175,200	206,900	250,300	274,400	312,200
16	177,200	208,400	251,600	276,000	314,000
17	179,400	209,800	252,600	277,600	315,900
18	181,500	211,300	254,000	279,100	317,600
19	183,600	212,800	255,300	280,600	319,300
20	185,700	214,300	256,600	282,100	321,000
21	187,800	215,700	257,800	283,700	322,700
22	190,000	217,400	259,200	285,300	324,300
23	192,200	219,100	260,600	286,900	325,900
24	194,400	220,800	262,000	288,500	327,500
25	196,500	222,300	263,500	289,900	329,200
26	197,800	224,000	265,100	291,700	330,700
27	199,100	225,700	266,600	293,500	332,300
28	200,400	227,400	268,200	295,300	333,900
29	201,600	229,200	269,800	296,900	335,400
30	202,900	230,700	271,400	298,600	336,900
31	204,200	232,200	273,000	300,300	338,400
32	205,500	233,700	274,600	302,000	339,900
33	206,800	235,200	276,200	303,500	341,600
34	208,100	236,600	277,700	305,100	343,200
35	209,400	238,000	279,200	306,700	344,800
36	210,700	239,400	280,700	308,300	346,400
37	212,100	240,700	282,300	309,900	348,100

38	213,500	242,000	283,800	311,500	349,700
39	214,900	243,300	285,300	313,100	351,300
40	216,300	244,600	286,800	314,700	352,900
41	217,500	245,600	288,400	316,300	354,500
42	218,900	246,900	290,000	317,800	356,100
43	220,300	248,100	291,600	319,300	357,700
44	221,700	249,400	293,200	320,800	359,300
45	223,100	250,600	294,600	322,100	360,900
46	224,600	252,000	296,100	323,500	362,400
47	226,100	253,400	297,600	324,900	363,900
48	227,600	254,800	299,100	326,400	365,300
49	228,900	256,200	300,500	327,700	366,800
50	230,300	257,700	301,900	329,100	368,200
51	231,700	259,100	303,300	330,400	369,600
52	233,100	260,500	304,700	331,800	371,000
53	234,400	262,000	306,200	333,200	372,500
54	235,700	263,600	307,600	334,600	373,700
55	237,000	265,200	309,000	336,000	374,900
56	238,300	266,700	310,400	337,400	376,100
57	239,500	268,300	311,600	338,600	377,400
58	240,800	269,900	312,900	340,000	378,400
59	242,000	271,500	314,200	341,400	379,400
60	243,300	273,100	315,600	342,800	380,400
61	244,500	274,700	316,800	344,000	381,200
62	245,800	276,200	318,100	345,300	382,000
63	247,100	277,700	319,400	346,600	382,800
64	248,400	279,200	320,700	347,900	383,600
65	249,600	280,800	322,000	349,100	384,500
66	250,900	282,300	323,300	350,300	385,300
67	252,300	283,800	324,600	351,500	386,100
68	253,700	285,300	325,900	352,700	386,900
69	254,800	286,600	327,000	353,700	387,700
70	256,100	288,100	328,200	354,800	388,400
71	257,400	289,600	329,400	355,900	389,100
72	258,700	291,100	330,500	357,000	389,800
73	260,100	292,400	331,800	358,000	390,600
74	261,400	293,800	332,900	359,100	391,200
75	262,700	295,200	334,100	360,200	391,800
76	264,000	296,600	335,300	361,300	392,400
77	265,100	298,100	336,500	362,200	393,000
78	266,300	299,400	337,700	363,000	393,600
79	267,600	300,700	338,900	363,800	394,200

80	268,900	302,000	340,100	364,600	394,800
81	270,000	302,900	341,200	365,300	395,300
82	271,100	304,100	342,300	365,900	395,900
83	272,200	305,300	343,400	366,500	396,500
84	273,300	306,600	344,500	367,100	397,100
85	274,200	307,700	345,600	367,800	397,600
86	275,300	308,900	346,600	368,400	398,200
87	276,400	310,100	347,600	369,000	398,800
88	277,500	311,300	348,600	369,600	399,400
89	278,600	312,600	349,700	370,100	399,800
90	279,600	313,800	350,500	370,700	400,400
91	280,600	315,000	351,300	371,300	401,000
92	281,600	316,200	352,100	371,900	401,600
93	282,600	317,400	352,900	372,400	402,100
94	283,600	318,200	353,600	372,900	
95	284,600	319,000	354,300	373,400	
96	285,600	319,800	355,000	373,900	
97	286,500	320,500	355,500	374,500	
98	287,300	321,200	356,000	375,000	
99	288,100	321,900	356,500	375,500	
100	289,000	322,600	357,000	376,000	
101	289,800	323,100	357,600	376,600	
102	290,600	323,700	358,100	377,100	
103	291,400	324,300	358,600	377,600	
104	292,200	324,900	359,100	378,100	
105	292,900	325,300	359,700	378,700	
106	293,400	325,800	360,200	379,200	
107	293,900	326,300	360,700	379,700	
108	294,400	326,800	361,200	380,200	
109	294,900	327,300	361,700	380,800	
110	295,300	327,700	362,200	381,300	
111	295,700	328,100	362,700	381,800	
112	296,100	328,500	363,200	382,300	
113	296,500	328,900	363,700	382,900	
114	296,900	329,300	364,200		
115	297,300	329,700	364,700		
116	297,700	330,000	365,100		
117	298,000	330,300	365,500		
118	298,400	330,700	366,000		
119	298,800	331,100	366,500		
120	299,200	331,500	367,000		

121	299,500	331,700	367,400	
122	299,900	332,100	367,900	
123	300,300	332,500	368,400	
124	300,700	332,900	368,900	
125	300,900	333,100	369,300	
126	301,300	333,500		
127	301,700	333,900		
128	302,100	334,300		
129	302,300	334,600		
130	302,700	335,000		
131	303,100	335,400		
132	303,500	335,800		
133	303,700	336,100		
134	304,100	336,500		
135	304,500	336,900		
136	304,900	337,300		
137	305,100	337,600		
138	305,500	338,000		
139	305,900	338,400		
140	306,300	338,800		
141	306,500	339,100		
142	306,900	339,500		
143	307,300	339,900		
144	307,700	340,300		
145	307,900	340,600		
146	308,300	341,000		
147	308,700	341,400		
148	309,100	341,800		
149	309,300	342,100		
150	309,600	342,500		
151	309,900	342,900		
152	310,200	343,300		
153	310,600	343,600		
154	310,900			
155	311,200			
156	311,500			
157	311,900			
158	312,200			
159	312,500			
160	312,800			
161	313,200			
162	313,500			

163	313,800				
164	314,100				
165	314,500				
166	314,800				
167	315,100				
168	315,400				
169	315,800				

別表 5

標準等級職務表

一般職

職務級	職務内容	資格
7級	局長、次長、参事の職務	
6	部長、副所長(部長級に限る)の職務	
5	副所長(課長級の者)、課長、主幹の職務	
	課長補佐の職務	課長補佐の職務に在職年数5年以上の者
4	課長補佐、副主幹、業務名を冠する主査の職務	
	係長、主査の職務	次のいずれかに該当する者 (1) 役付職員(係長級)としての在職年数6年以上の者 (2) 次の各号に該当する者 役付職員(係長級)としての在職年数5年以上の者 現在の号給が3級45号給以上 (3) 次の各号に該当する者 役付職員(係長級)としての在職年数1年以上の者 現在の号給が3級53号給以上
	主任、主事の職務	次の各号に該当する者 3級在級年数6年以上 現在の号給が3級57号給以上
3	係長、主査の職務	
	主任、主事の職務	次のいずれかに該当する者 (1) 次の各号に該当する者 2級在級年数4年以上 現在の号給が2級37号給以上 (2) 次の各号に該当する者 2級在級年数2年以上 現在の号給が2級41号給以上 (3) 次の各号に該当する者 2級在級年数5年以上 かつ (ア) 大学卒で経験年数5年 (イ) 短大卒で経験年数7年
2	主任の職務	

	主事の職務	次のいずれかに該当する者 (1) 次の各号に該当する者 1 級在級年数 5 年 かつ (ア) 大学卒で経験年数 5 年 (イ) 短大卒で経験年数 7 年 (ウ) 高校卒で経験年数 9 年 (2) 次の各号に該当する者 (ア) 1 級在級年数 2 年以上 (イ) 現在の号給が 1 級 57 号給以上
1	主事の職務	

医療職(1)

職務級	職務内容	資格
4 級	センター所長の職務	
3	センター技監の職務	
2・1	医師の職務	

医療職(2)

職務級	職務内容	資格
6	部長、副所長(部長級に限る)の職務	
5	副所長(課長級の者)、課長、技師長、主幹の職務	
	課長補佐、副主幹の職務	課長補佐級の職務に在職年数 5 年以上の者
4	課長補佐、副主幹、業務名を冠する主査の職務	
	係長、主査の職務	役付職員(係長級)としての在職年数 2 年以上の者
	主任、診療放射線技師、管理栄養士、臨床検査技師、細胞検査士の職務	次のいずれかに該当する者 (1) 次の各号に該当するもの 3 級在級年数 4 年以上 現在の号給が 3 級 29 号給以上 (2) 次の各号に該当する者 3 級在級年数 2 年以上 現在の号給が 3 級 33 号給以上
3	係長、主査の職務	
	主任、診療放射線技師、管理栄養士、臨床検査技師、細胞検査士の職務	次のいずれかに該当する者 (1) 2 級在級年数 5 年以上 (2) 次の各号に該当する者 2 級在級年数 2 年以上 現在の号給が 2 級 33 号給以上

		(3) 次の各号に該当する者 2 級在級年数 1 年以上 現在の号給が 2 級 37 号給以上
2	主任の職務	
	診療放射線技師、管理栄養士、臨床検査技師、細胞検査士の職務	1 級在級年数 1 年 かつ 次のいずれかに該当する者 (1) 短大 3 卒で経験年数 1 年以上 (2) 次の各号に該当する者 短大 2 卒で以上経験年数 2 年以上 現在の号給が 1 級 21 号給以上
1	診療放射線技師、管理栄養士、臨床検査技師、細胞検査士の職務	

医療職(3)

職務級	職務内容	資格
5	部長、副所長(部長級に限る)の職務	
4	副所長(課長級の者)、課長、技師長、主幹、課長補佐、副主幹の職務	
	業務名を冠する主査、係長、主査の職務	3 級在級年数 2 年以上の者
3	主任、保健師、看護師の職務	次のいずれかに該当する者 (1) 次の各号に該当する者 3 級在級年数 6 年以上 現在の号給が 3 級 33 号給以上 (2) 次の各号に該当する者 3 級在級年数 4 年以上 現在の号給が 3 級 49 号給以上
	業務名を冠する主査、係長、主査の職務	
2	主任、看護師、保健師の職務	次のいずれかに該当する者 (1) 次の各号に該当する者 2 級在級年数 2 年以上 現在の号給が 2 級 33 号給以上 (2) 次の各号に該当する者 2 級在級年数 1 年以上 現在の号給が 2 級 37 号給以上
	准看護師の職務	次の各号に該当する者 2 級在級年数 2 年以上 現在の号給が 2 級 49 号給以上
2	主任、保健師、看護師の職務	

	准看護師の職務	次の各号に該当する者 1 級在級 2 年以上 現在の号給が 1 級 25 号給以上
1	准看護師の職務	

別表 6

初任給基準表

一般職

職 種	学 歴	初 任 給
一 般 職	大 学 卒	1級25号給
	短 大 卒	1級15号給
	高 校 卒	1級 5号給

医療職(1)

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
医 師	博 士 課 程 修 了	1級25号給
	大 学 6 卒	1級 1号給

医療職(2)

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
診 療 放 射 線 技 師	大 学 卒	2級 1号給
	短 大 3 卒	1級17号給
管 理 栄 養 士	大 学 卒	2級 5号給
	短 大 3 卒	1級15号給
臨 床 検 査 技 師	大 学 卒	2級 1号給
	短 大 3 卒	1級17号給

医療職(3)

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
保 健 師	大 学 卒	2級 9号給
	短 大 3 卒	2級 5号給
看 護 師	大 学 卒	2級 9号給
	短 大 3 卒	2級 5号給
	短 大 2 卒	2級 1号給
准 看 護 師	准看護師養成所卒	1級 1号給

別表 7

経 験 年 数 換 算 表

経 歴		換 算 率
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	$\frac{100}{100}$ 以下
	その他の期間	$\frac{80}{100}$ 以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間 (正規の修学年数内の期間に限る。)		$\frac{100}{100}$ 以下
その他の期間	教育、医療に関する職務等、特殊の知識技術又は、経験を必要とする職務に従事した期間でその職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められるもの	$\frac{100}{100}$ 以下
	技能、労務等の職務に従事した期間でその職務についての経験が職員としての職務に役立つと認められるもの	$\frac{50}{100}$ 以下
	その他の期間	$\frac{25}{100}$ 以下

(備考) 経験年数の月数を15で除して得た数(1未満は切り捨てる。)を別表6の号給に加えて得た数の号給に調整することができる。

ただし、5年以上の経験年数がある場合はその経験年数を18で除して得た数とする。

別表 8

昇格時号給対応表

一般職給料表昇給時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 給 後 の 号 給					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1
11	1	1	1	3	3	1
12	1	1	1	4	4	1
13	1	1	1	5	5	1
14	1	1	1	6	6	2
15	1	1	1	7	7	3
16	1	1	1	8	8	4
17	1	1	1	9	9	5
18	1	2	2	10	10	6
19	1	3	3	11	11	7
20	1	4	4	12	12	8
21	1	5	5	13	13	9
22	1	6	6	14	14	10
23	1	7	7	15	15	11
24	1	8	8	16	16	12
25	1	9	9	17	17	13
26	1	10	10	18	18	14
27	1	11	11	19	19	15
28	1	12	12	20	20	16
29	1	13	13	21	21	17
30	1	14	14	22	22	18
31	1	15	15	23	23	19
32	1	16	16	24	24	20
33	1	17	17	25	25	21
34	2	18	18	26	26	21

35	3	19	19	27	27	22
36	4	20	20	28	28	22
37	5	21	21	29	29	23
38	6	22	22	30	30	23
39	7	23	23	31	31	24
40	8	24	24	32	32	24
41	9	25	25	33	33	25
42	10	26	26	34	34	25
43	11	27	27	35	35	26
44	12	28	28	36	36	26
45	13	29	29	37	37	27
46	14	30	30	38	38	27
47	15	31	31	39	39	28
48	16	32	32	40	40	28
49	17	33	33	41	41	29
50	18	34	34	42	41	29
51	19	35	35	43	42	29
52	20	36	36	44	42	30
53	21	37	37	45	43	30
54	22	38	38	46	43	30
55	23	39	39	47	44	31
56	24	40	40	48	44	31
57	25	41	41	49	45	31
58	25	41	42	50	45	32
59	26	42	43	51	46	32
60	26	42	44	52	46	32
61	27	43	45	53	47	33
62	27	43	45	54	47	33
63	28	44	45	55	48	34
64	28	44	46	56	48	34
65	29	45	46	57	49	35
66	29	45	46	58	49	35
67	30	46	47	59	50	36
68	30	46	47	60	50	36
69	31	47	47	61	51	37
70	31	47	48	62	51	37
71	32	48	48	63	52	38
72	32	48	48	64	52	38
73	33	49	49	65	53	39
74	33	49	49	66	54	39
75	33	49	49	67	55	40
76	34	49	50	68	56	40

77	34	50	50	69	57	41
78	34	50	50	70	58	
79	35	50	51	71	59	
80	35	50	51	72	60	
81	35	51	51	73	61	
82	36	51	52	74	62	
83	36	51	52	75	63	
84	36	51	52	76	64	
85	37	52	53	77	65	
86	37	52	53	78		
87	38	52	53	79		
88	38	52	53	80		
89	39	53	54	81		
90	39	53	54	82		
91	40	53	54	83		
92	40	53	54	84		
93	41	53	55	85		
94		54	55			
95		54	55			
96		54	55			
97		54	56			
98		54	56			
99		55	56			
100		55	56			
101		55	57			
102		55	57			
103		55	58			
104		56	58			
105		56	59			
106		56	59			
107		56	60			
108		56	60			
109		57	61			
110		57	61			
111		57	62			
112		57	62			
113		58	63			
114		58				
115		58				
116		58				
117		59				
118		59				

119		59				
120		59				
121		60				
122		60				
123		60				
124		60				
125		60				

医療職給料表(2)昇給時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 給 後 の 号 給				
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1
15	1	1	3	1	1
16	1	1	4	1	1
17	1	1	5	1	1
18	1	2	6	2	2
19	1	3	7	3	3
20	1	4	8	4	4
21	1	5	9	5	5
22	2	6	10	6	6
23	3	7	11	7	7
24	4	8	12	8	8
25	5	9	13	9	9
26	6	10	14	10	10
27	7	11	15	11	11
28	8	12	16	12	12
29	9	13	17	13	13
30	10	14	18	14	14
31	11	15	19	15	15
32	12	16	20	16	16
33	13	17	21	17	17
34	14	18	22	18	18
35	15	19	23	19	19
36	16	20	24	20	20
37	17	21	25	21	21
38	18	22	26	22	22

39	19	23	27	23	23
40	20	24	28	24	24
41	21	25	29	25	25
42	22	26	30	26	26
43	23	27	31	27	27
44	24	28	32	28	28
45	25	29	33	29	29
46	26	30	34	30	30
47	27	31	35	31	31
48	28	32	36	32	32
49	29	33	37	33	33
50	29	34	38	33	33
51	30	35	39	34	34
52	30	36	40	34	34
53	31	37	41	35	35
54	31	38	42	35	35
55	32	39	43	36	36
56	32	40	44	36	36
57	33	41	45	37	37
58	33	42	46	38	37
59	34	43	47	39	37
60	34	44	48	40	38
61	35	45	49	41	38
62	35	46	50	41	38
63	36	47	51	41	39
64	36	48	52	42	39
65	37	49	53	42	39
66	38	50	54	42	40
67	39	51	55	43	40
68	40	52	56	43	40
69	41	53	57	43	41
70	41	53	58	44	41
71	41	54	59	44	42
72	42	54	60	44	42
73	42	55	61	45	43
74	42	55	61	45	43
75	43	56	62	45	44
76	43	56	62	45	44
77	43	57	63	46	45
78	44	57	63	46	45
79	44	58	64	46	46
80	44	58	64	46	46

81	45	59	65	47	47
82	45	59	65	47	47
83	46	60	66	47	48
84	46	60	66	47	48
85	47	61	67	48	49
86		61	67	48	
87		61	68	48	
88		61	68	48	
89		61	69	49	
90		62	70	49	
91		62	71	49	
92		62	72	50	
93		62	73	50	
94		62	73	50	
95		63	74	51	
96		63	74	51	
97		63	75	51	
98		63	75	52	
99		63	76	52	
100		64	76	52	
101		64	77	53	
102		64	77	53	
103		64	78	54	
104		64	78	54	
105		65	79	55	
106			79		
107			80		
108			80		
109			81		
110			81		
111			82		
112			82		
113			83		

医療職給料表(3)昇給時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 給 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	2	1
15	1	1	3	1
16	1	1	4	1
17	1	1	5	1
18	2	1	6	2
19	3	1	7	3
20	4	1	8	4
21	5	1	9	5
22	6	1	10	6
23	7	1	11	7
24	8	1	12	8
25	9	1	13	9
26	10	2	14	10
27	11	3	15	11
28	12	4	16	12
29	13	5	17	13
30	14	6	18	14
31	15	7	19	15
32	16	8	20	16
33	17	9	21	17
34	18	10	22	18
35	19	11	23	19
36	20	12	24	20
37	21	13	25	21
38	22	14	26	22

39	23	15	27	23
40	24	16	28	24
41	25	17	29	25
42	26	18	30	26
43	27	19	31	27
44	28	20	32	28
45	29	21	33	29
46	30	22	34	30
47	31	23	35	31
48	32	24	36	32
49	33	25	37	33
50	34	26	38	34
51	35	27	39	35
52	36	28	40	36
53	37	29	41	37
54	38	30	42	38
55	39	31	43	39
56	40	32	44	40
57	41	33	45	41
58	42	34	46	42
59	43	35	47	43
60	44	36	48	44
61	45	37	49	45
62	46	38	50	46
63	47	39	51	47
64	48	40	52	48
65	49	41	53	49
66	50	42	54	50
67	51	43	55	51
68	52	44	56	52
69	53	45	57	53
70	54	46	58	53
71	55	47	59	54
72	56	48	60	54
73	57	49	61	55
74	58	50	62	55
75	59	51	63	56
76	60	52	64	56
77	61	53	65	57
78	62	54	66	58
79	63	55	67	59
80	64	56	68	60

81	65	57	69	61
82	65	58	70	61
83	66	59	71	62
84	66	60	72	62
85	67	61	73	63
86	67	62	74	63
87	68	63	75	64
88	68	64	76	64
89	69	65	77	65
90	70	66	78	65
91	71	67	79	66
92	72	68	80	66
93	73	69	81	67
94	73	70	82	67
95	74	71	83	68
96	74	72	84	68
97	75	73	85	69
98	75	74	85	70
99	76	75	86	71
100	76	76	86	72
101	77	77	87	73
102	78	78	87	73
103	79	79	88	74
104	80	80	88	74
105	81	81	89	75
106	81	81	90	75
107	81	81	91	76
108	81	82	92	76
109	82	82	93	77
110	82	82	94	78
111	82	83	95	79
112	82	83	96	80
113	83	83	97	81
114	83	84	98	
115	83	84	99	
116	83	84	100	
117	84	85	101	
118	84	85	101	
119	84	85	102	
120	84	86	102	
121	85	86	103	
122	85	86	103	

123	85	87	104	
124	86	87	104	
125	86	87	105	
126	86	88		
127	87	88		
128	87	88		
129	87	89		
130	88	89		
131	88	89		
132	88	90		
133	89	90		
134	89	90		
135	89	91		
136	90	91		
137	90	91		
138	90	92		
139	91	92		
140	91	92		
141	91	93		
142	92	93		
143	92	93		
144	92	94		
145	93	94		
146	93	94		
147	93	95		
148	93	95		
149	94	95		
150	94	96		
151	94	96		
152	94	96		
153	95	97		
154	95			
155	95			
156	95			
157	96			
158	96			
159	96			
160	96			
161	97			
162	97			
163	97			
164	98			

165	98			
166	98			
167	99			
168	99			
169	99			

別表 9

調 整 基 本 額 表

医療職給料表(1)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	10,800 円
2 級	13,100 円
3 級	14,500 円
4 級	15,500 円

医療職給料表(2)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6,200 円
2 級	8,000 円
3 級	9,100 円
4 級	9,600 円
5 級	10,500 円
6 級	11,200 円

別表 10

給料の調整を行う職及び調整数

職 務 名	調 整 数
医 師	2
診 療 放 射 線 技 師	3
臨 床 検 査 技 師	2
細 胞 検 査 士	2

初任給調整手当定額表

期間の区分	支給額	期間の区分	支給額
1年未満	268,500	25年以上 26年未満	198,900
1年以上 16年未満	268,500	26年以上 27年未満	185,200
16年以上 17年未満	264,500	27年以上 28年未満	171,800
17年以上 18年未満	260,500	28年以上 29年未満	158,400
18年以上 19年未満	256,500	29年以上 30年未満	144,700
19年以上 20年未満	252,500	30年以上 31年未満	129,800
20年以上 21年未満	248,500	31年以上 32年未満	114,800
21年以上 22年未満	238,600	32年以上 33年未満	100,100
22年以上 23年未満	228,500	33年以上 34年未満	75,300
23年以上 24年未満	218,800	34年以上 35年未満	52,500
24年以上 25年未満	208,800		

備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用日以後の期間を示す。

別表 12

交通用具使用に係る通勤手当の額

通 勤 距 離	支 給 額	
	自動車等使用に係る額	二輪車等使用に係る額
2キロメートル未満	0円	0円
2キロメートル以上4キロメートル未満	2,500円	2,000円
4キロメートル以上6キロメートル未満	4,200円	3,100円
6キロメートル以上8キロメートル未満	5,600円	4,100円
8キロメートル以上10キロメートル未満	7,000円	5,200円
10キロメートル以上12キロメートル未満	8,200円	6,200円
12キロメートル以上14キロメートル未満	9,500円	7,300円
14キロメートル以上16キロメートル未満	10,600円	8,300円
16キロメートル以上18キロメートル未満	11,800円	9,300円
18キロメートル以上20キロメートル未満	12,900円	10,300円
20キロメートル以上22キロメートル未満	14,000円	11,400円
22キロメートル以上24キロメートル未満	15,100円	12,400円
24キロメートル以上26キロメートル未満	16,100円	13,400円
26キロメートル以上28キロメートル未満	17,100円	14,400円
28キロメートル以上30キロメートル未満	18,200円	15,400円
30キロメートル以上32キロメートル未満	19,200円	16,300円
32キロメートル以上34キロメートル未満	20,300円	17,200円
34キロメートル以上36キロメートル未満	21,400円	18,100円
36キロメートル以上38キロメートル未満	22,500円	19,000円
38キロメートル以上40キロメートル未満	23,500円	20,000円
40キロメートル以上45キロメートル未満	25,400円	21,100円
45キロメートル以上50キロメートル未満	28,300円	22,200円
50キロメートル以上55キロメートル未満	31,300円	23,300円
55キロメートル以上60キロメートル未満	34,200円	24,400円
60キロメートル以上65キロメートル未満	37,200円	25,500円
65キロメートル以上70キロメートル未満	40,000円	-
70キロメートル以上75キロメートル未満	41,600円	-
75キロメートル以上80キロメートル未満	43,100円	-
80キロメートル以上	44,900円	-

目次へ